

## 中華人民共和国向け輸出活水産物の取扱要綱

### 1 目的

この要綱は、中華人民共和国（香港及びマカオを除く。本要綱において「中国」という。）向けに輸出される活水産物について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 3 条及び第 5 条に基づく衛生証明書の発行等に関する手続を定めるものである。

### 2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

- (1) 中国向け輸出活水産物：我が国から中国に輸出される食用の活きている水産物（ただし、観賞魚及びえさ用水産物を除く。）
- (2) 輸出者：中国向け輸出活水産物を輸出しようとする者
- (3) 証明書：中国向け輸出活水産物のための輸出証明書
- (4) 加工流通課：水産庁漁政部加工流通課
- (5) 畜水産安全管理課：農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
- (6) 証明書発行機関：証明書を発行する機関として中国に登録された加工流通課又は都道府県
- (7) 検査機関：都道府県又は目視検査を行う機関として別添 1 の手続に従い証明書発行機関により認定された機関

### 3 証明書の発行対象

証明書の発行対象となる水産物は中国向け輸出活水産物とする。

### 4 証明書発行機関の登録手続

- (1) 都道府県は、証明書発行機関として登録手続を行うに当たり、証明書発行機関名（日本語及び英語）、所在地（日本語及び英語）及び印章を別紙様式 1 により、加工流通課長あてに申請をすること。なお、印章については、各発行機関につき 1 つとする。
- (2) 都道府県は、申請事項に変更が生じた場合は、変更の都度速やかに、別

紙様式 2 により、加工流通課長宛てに登録事項の変更を申請する。

- (3) 加工流通課は、都道府県から証明書発行機関名、所在地及び印章の登録の申請を受理した後、中国政府に当該証明書発行機関名、所在地及び印章の登録を要請する。
- (4) 加工流通課は、中国政府から登録完了の報告を受けた後、証明書発行機関名及び所在地を農林水産省のホームページ上で公表する。なお、当該リストを公表した時点をもって、登録手続の完了とする。

## 5 証明書の発行手続

### (1) 証明書の発行申請

輸出者は、中国向け輸出活水産物の輸出ごとに、別紙様式 3（日本語及び英語）及び別紙様式 5（I に英語で記入）に次の書類を添付して、証明書発行機関長宛て申請を行う。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（本要綱において「NACCS」という。）による申請を行う場合にあっては、別添 4 によるものとする。

- ① 別紙様式 3 の記載内容が確認できる書類（インボイスの写し、パッキングリストの写し、販売証明書等）
- ② 別添 2 の 2 に掲げる検査基準を満たしていることを確認できる検査結果の写し
- ③ 検査機関又は別添 3 に示す運用に基づく品質確認者が実施した目視検査実施報告書（別紙様式 7）
- ④ 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく区画漁業の免許の写し（漁業法の規定が適用される水面で営まれる養殖業であり、証明書発行機関が加工流通課の場合に限る。）
- ⑤ 内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）に基づく指定養殖業の許可証又は届出養殖業の届出の写し（漁業法の規定が適用される水面以外の水面で営まれる養殖業であり、証明書発行機関が都道府県の場合に限る。）

なお、コンテナ番号及びシール番号については、申請時までに判明しない場合は空欄の状態でも提出可能であるが、証明書発行日までに、証明書発行機関あてに別紙様式 4 により届け出ること。

また、予定していた輸出が中止になり証明書が不要となった場合には、輸出者は、別紙様式 6 により取消願を提出する。

既に輸出者が証明書を受領していたときには、速やかに取消願とともに証明書を証明書発行機関に対して返却すること。なお、中止された輸出に関する証明書の返却が確認されるまで、証明書発行機関は当該輸出者に対して新たな証明書を発行しないものとする。

### (2) 証明書の発行要件

証明書発行機関は、中国向け輸出活水産物が次に掲げる要件すべてを満

たすときは、申請者に対し、証明書の発行を行う。

- ① 検査機関が別添 2 の 1 に従い、目視検査を行い、目視検査基準を満たしているものであること。ただし、別添 3 に示す運用に基づく手続を実施している場合、別紙様式 7 を提出することにより、検査機関による輸出の都度の目視検査を省略することができる。
- ② 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する「内国貨物」であること。
- ③ 別紙様式 3 と添付書類の記載内容が合致していること。
- ④ （1）の②に示す検査結果が別添 2 の 2 に掲げる検査基準を満たしていること。
- ⑤ 中国政府が輸入を認めている品目であること。
- ⑥ 養殖で生産された場合には、次に掲げる養殖場において生産されていること。

ア 漁業法に基づき区画漁業の免許を受けた養殖場又は内水面漁業の振興に関する法律に基づき指定養殖業の許可を受け、若しくは届出養殖業の届出を行った養殖場

イ 持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）に即して特定疾病等に感染した場合の報告及びまん延防止措置を適切に講じると認められる養殖場

### （3）証明書の発行

証明書発行機関は、（2）に適合すると判断した場合は、輸出者から提出のあった別紙様式 5 の証明書に必要事項を英語で記入の上、担当者が署名し、印章を押印した後に、原本を輸出者に速やかに発行するとともに、その写しを 3 年間保存する。

なお、「Reference No」については、証明書発行機関において独自に管理するものとする。

### （4）目視検査の強化

別添 3 に示す運用に基づく手続を実施している場合に、中国政府から同国内の動物衛生に関する法令に違反した旨の連絡を受けるなど、中国向け輸出活水産物に問題が発生した際は、証明書発行機関は、検査機関による輸出の都度の目視検査により、別添 2 に掲げる目視検査基準を満たしていることを確認するものとする。

ただし、問題点の原因究明及び改善措置について、検査機関を通じて畜水産安全管理課及び加工流通課あてに報告し、問題点が改善されたと判断された場合にあつては、畜水産安全管理課及び加工流通課の指示により、目視検査の強化を解除することができる。

### （5）衛生管理等の確認

証明書発行機関は、輸出者に対し、中国向け輸出活水産物の衛生管理が適切に行われていること、別紙様式 3 の 2（7）の要件を満たしていること等について、必要に応じ、現地確認を行うものとする。

また、中国政府から同国内の食品衛生等に関する法令に違反した旨の連絡を受けるなど、中国向け輸出活水産物に問題が発生した場合、加工流通課は必要に応じ、証明書発行機関等に調査協力を求めるとともに、養殖場の調査、輸出者への指導等を行う。輸出者は、中国向け輸出活水産物の輸送、保管等について責任を負うものとし、加工流通課及び証明書発行機関等の調査等に対して協力するものとする。

(6) 証明書発行の停止

証明書発行機関は、次のいずれかの場合に該当するときは、加工流通課及び畜水産安全管理課と協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。

- ① 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められる場合又はその疑いがある場合
- ② 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断される場合
- ③ その他相当の理由があると認められる場合

(7) 証明書発行実績の報告

証明書発行機関は、加工流通課の指示に従い、前年度の証明書発行件数等について、加工流通課あてに報告を行う。

6 その他

(1) 輸出者による自主的な管理

輸出者は、中国の規則及び条件について自ら情報収集を行うこと等により、中国向け輸出活水産物に関する自主的な管理に努めるものとする。

(2) 申請の審査に係る調査

証明書発行機関は、申請書類の審査に当たり、必要に応じ、輸出者に対して5の(1)に掲げる書類以外の資料の提出を求めること等により、中国向け輸出活水産物が5の(2)の要件を満たすかどうかについて調査するものとする。

## 検査機関に関する規程

### 1. 検査機関の概要

証明書発行機関の代表者（本要綱において「証明書発行機関長」という。）が審査し、検査機関として適切であると認定した者は検査機関になることができる。検査機関は輸出者の申請に基づき、証明書発行に係る目視検査を行うものとする。

### 2. 検査機関の認定に係る手続

(1) に掲げる要件を満たす者は、(2) の提出書類を(3) の申請先に提出することにより、検査機関としての認定を受けることができる。

#### (1) 検査機関としての要件

ア 検査機関として適格である者として次に掲げる事項をすべて満たすこと。

- ① 法人格を有すること。
- ② 検査業務を行う上で、客観性及び公平性を確保するための組織運営機構を有すること。
- ③ 検査業務とその他の活動とを区別する方針及び手順を有し、関連機関の活動や営利的、財政的な影響を受けないこと。
- ④ 検査業務を実施する上で十分な能力を有する人員及び設備を有すること。
- ⑤ 検査機関としての業務を行うことが財政的に可能であること。
- ⑥ 検査業務に係る記録を適切に作成及び保管するための手続並びに業務の過程で得られる情報の機密を保持するための適切な手続を内規等により定めていること。

イ 検査申請者との利害関係を有しない者として、次に掲げる事項をすべて満たすこと。

- ① 検査機関と検査申請者が利害関係にないこと。
- ② 株式会社である場合にあっては、検査申請者が検査機関やその親法人（会社法（平成17年法律第86号）第879条第1項に規定する親法人をいう。）に属していないこと。
- ③ 代表権を有する役員が、検査申請者の役員又は職員（過去2年間に当該検査申請に係る者の役員又は職員であった者を含む。）ではないこと。

#### (2) 提出書類

- ① 別紙様式8の認定申請書
- ② 検査を適切に実施できる体制を整えていることを示す以下に掲げる資料
  - ア 定款の写し
  - イ 組織の概要を示す資料
  - ウ 組織の財務状況を示す資料
  - エ 役員の名簿及び略歴
  - オ 手数料に関する資料
  - カ 申請者が株式会社である場合は、主要な株主構成
  - キ 検査人員、検査体制
  - ク ISO 認証等の第三者機関による特別な認定等を受けている場合はその関係資料

### (3) 申請先

#### ① 農林水産省の認定を受ける場合

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1  
水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室 輸出担当  
電話 03-3502-8111 (内線 6610)  
03-3501-1961 (直通)  
FAX 03-3508-1357

#### ② 都道府県の認定を受ける場合

証明書発行機関として認定を受けた都道府県の担当者へ申請すること。  
なお、証明書発行機関として認定を受けた都道府県の一覧については、農林水産省のホームページを参照すること。

### (4) その他

証明書発行機関は、申請書類の審査に当たり、必要に応じて、申請者に対して2.(2)に掲げる資料以外の資料の提出等を求め、申請者が2.(1)の要件を満たすかどうか調査することができる。

## 3. 認定書の交付

証明書発行機関は、検査機関の認定申請があった場合、2.(1)に掲げる要件を満たすかを審査し、必要に応じて当該職員による立入調査を行わせるものとする。審査の結果、検査機関として適切であると認められる場合は、証明書発行機関は、申請者に対して別紙様式9の認定書を交付する。

## 4. 検査機関への指導・検査

### (1) 指導

証明書発行機関は、検査機関に対し、検査業務の適切な実施に当たり必要な指導を行うものとする。

### (2) 検査

証明書発行機関は、検査機関に対し、検査業務を適切に実施しているか確認する観点から、定期的に検査を行うものとする。

### (3) 認定の取消

証明書発行機関は、検査機関が次のいずれかの場合に該当するときは、当該検査機関の認定を取り消すことができる。

- ① 2.(1)に掲げる認定要件を満たさなくなったと認められる場合
- ② 証明書発行の際に正当な理由なく目視検査を行わなかった場合
- ③ 検査業務を行う上で不正行為があったと認められる場合
- ④ (2)の検査を受けることを拒否した場合
- ⑤ その他相当の理由があると認められる場合

## 5. 認定申請事項の変更及び認定の取消

認定申請時の申請事項について変更があったときは、検査機関は、2.(3)の申請先に対し、別紙様式10によりその旨申請するものとする。

また、検査機関がその認定の取消を希望する場合は、検査機関は、別紙様式11に必要事項を記入の上、2.(3)の申請先に提出するものとする。

## 中国向け輸出活水産物の検査手順

## 1. 目視検査

## (1) サンプリング

申請品目ごとに1ロットとし、下記(2)について、1ロットの個体数(N)に応じて、以下に示すサンプル数(n)を目安とする。

1ロットの個体数(N)	サンプル数(n)
$N \leq 150$	3
$150 < N \leq 1200$	5
$N > 1200$	8

## (2) 目視検査基準

項目	判定基準
外観	(魚類の場合) 目に見える潰瘍等の病気の伝染による異変が認められないこと。
	(貝類等の場合) 目に見える軟体部の萎縮等の病気の伝染による異変が認められないこと。
	(甲殻類の場合) 目に見える白斑等の病気の伝染による異変が認められないこと。
行動	(魚類の場合) 異常な遊泳が認められないこと。
	(貝類等の場合) 活着していることが分かること。
	(甲殻類の場合) 異常な遊泳が認められないこと。
その他	貨物には、証明書に記されていない種の活水産物が含まれないこと。

## 2. 有害物質の検査検査基準

水産物の種類	カドミウム (mg/kg)	無機ヒ素 (mg/kg)
魚類	0.1	0.1
甲殻類	0.5	0.5
頭足類、二枚貝、 棘皮類、腹足類	2.0(内臓を除く)	0.5
その他	—	0.5

※ 二枚貝については、都道府県による監視の結果、出荷自主規制されていない海域で生産されたものである（監視対象種の可食部毒量が規制値（麻痺性貝毒：4 MU/g、下痢性貝毒：0.16 mg OA当量/kg）以下）ことを輸出時に確認すること。



(別添3)

## 中国向け輸出活水産物の目視検査の運用

中国向け輸出活水産物の証明書の発行に当たっては、下記の手続を行うことにより、検査機関による輸出の都度の目視検査を省略することができる。

### 1. 品質確認者の選任

輸出者は、輸出者自らが定めた品質確認者（本要綱の趣旨を理解し、適切に目視検査を遂行する能力を有する者）を選任すること。

### 2. 目視検査

選任された品質確認者は、輸出の都度、別添2の1に掲げる目視検査を実施し、当該目視検査基準を満たしていることを確認するとともに、別紙様式7に結果を記載すること。

輸出者は、目視検査の結果が記載された別紙様式7を、証明書発行機関に提出するとともに、その写しを3年間保管すること。

また、証明書発行機関は提出された別紙様式7を3年間保管すること。

### 3. その他

品質確認者は、中国向け輸出活水産物について、別添2の1に掲げられる目視検査の他、以下の状況についても確認すること。

- (1) 輸送が衛生的かつ適切な温度下で行われていること。
- (2) 輸出容器が衛生的で水漏れが生じるおそれがないなど活水産物の輸送に適切な容器であること。

### 4. 目視検査の検証

輸出者は、初回輸出時、品質確認者の変更時及びその後3年間に1回以上、検査機関による目視検査により、別添2の1に掲げる目視検査基準を満たしていることの確認を受けること。品質確認者は、当該検査に立ち会い、自ら行う目視検査方法の妥当性について検証を行うこと。

## 電子メール又はNACCSによる証明書の発行申請手続

### 1. 証明書の発行申請前の手続

#### (1) 電子メールにより発行申請を行う場合

輸出者は、別紙様式12に必要事項を記入の上、以下により年度内の食品輸出計画書を書面にて証明書発行機関宛てに提出すること。

- ① 輸出計画には、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。
- ② 一つの食品輸出計画書に、同一の証明書発行機関で証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。
- ③ 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により食品輸出計画書の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

#### (2) NACCSにより発行申請を行う場合

申請者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。

### 2. 証明書の発行申請手続

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要綱に従い、電子メール又はNACCSを利用して、証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、証明書発行機関宛てに送付すること（その際、証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、電子メールにより申請を行う場合、1.(1)の食品輸出計画書をあらかじめ提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。
- (3) NACCSにより発行申請を行う場合にあって、証明書発行申請を提出する者が輸出者と異なる場合は、初回に輸出者が作成した委任状を添付すること。